

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月、同年5月及び7年4月から10年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年4月及び同年5月
② 平成7年4月から10年3月まで

社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間①及び②について未納との回答を得た。各申立期間は、A大学医学部の研修医、大学院生であったが、一定の収入はあった。また、税金や保険料など納入通知を受けたものはきちんと納付してきた。未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、平成3年4月1日から国民年金に加入しているが、A大学医学部の学生期間であった5年3月までは、申請免除を受けている。5年4月から6年3月30日までは、A大学医学部附属病院において研修医として勤務しており、このうち5年4月及び同年5月は医籍登録前であり、無給での勤務であったものの、この間は2か月と短期間であり、申立人は親からの仕送り及びアルバイト収入を得ていたとしていることから、申立期間の国民年金保険料を納付することに特に支障があったとは考えられない。

申立期間②について、申立人は、公立B病院(C町)を退職した平成7年4月1日にD縣市町村職員共済組合の組合員資格を喪失したことから、同年4月ごろC町からE市に住民票を異動した際に国民年金への加入手続をしたと記憶しているところ、オンライン記録では同月21日に加入処理され同月1日に資格取得していることが確認できる。

また、申立人は、申立期間②においてはA大学医学部の大学院生であったものの、10 か所程度の病院で非常勤職員（医師）として勤務しており、年間 400 万円から 600 万円程度の所得があったほか、送られてきた納付書に現金を添えて、E市役所又はF銀行で納付したとしており、自ら加入手続を行っておきながら、その直後から保険料を納めないのは不自然である。

さらに、申立人は、公的な機関から税金、学費及び保険料等の納入通知（納付書の発行）があれば、きちんと納めてきたと主張しているところ、申立期間をはじめ、その他の期間においても申立人に市民税の滞納、未納は無く、申立期間の保険料を間違いなく納付していたとする申立人の主張に特に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年3月及び11年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年3月
② 平成11年1月

社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、各申立期間が未納との回答を得た。市役所の未納対策の推進員が自宅に来訪し、未納の国民年金保険料を納付し、領収書を受け取ったことがある。未納となっている保険料はこの時、納めたものでないか調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人が国民年金第3号被保険者から第1号被保険者へ種別変更した平成7年10月から11年1月までの加入期間のうち、申立期間①の9年3月及び申立期間②の11年1月を除いた38か月間の保険料は納付済みとなっており、申立期間の各1か月間が未納となっている。

また、申立人は、時期ははっきり覚えていないが、納付期限までに納付していなかった国民年金保険料を自宅に集金に来訪したA市役所の未納対策の推進員に何度か納付した記憶があり、その都度その場で1万2,000円から1万3,000円程度納付し、色は白で、約縦15センチメートル、横5センチメートル程度の大きさの領収書を受け取ったと主張しているところ、A市役所によると、「申立期間当時、市の職員または推進員が遅延している保険料を集金しており、平成9年1月及び同年2月の保険料は、収納日からみて未納保険料として推進員が集金した可能性が高

い。」旨述べているほか、当時の保険料額（平成8年度1万2,300円、10年度1万3,300円）、及びA市の領収書の様式（色は白で、約縦18センチメートル、横9センチメートル）ともほぼ一致していることから、申立人の供述は信憑性^{びよう}が高いものと考えられる。

さらに、平成7年10月から11年1月までの保険料の納付時期をみると、納付期限を経過後に納付している保険料が38か月分のうち10か月分の保険料で認められるものの、申立期間を除き完納しており、遅延しながらも確実に納付している状況がうかがえることから、申立人は申立期間当時、保険料を納付する意識は高かったものと考えられる。

加えて、申立期間①の前後の期間及び申立期間②の直前の期間については、すべて現年度納付されていることが、オンライン記録から確認できることから、申立期間①及び②の各1か月間の保険料のみを未納のままにしておくことは不自然である。

その上、申立人の夫は昭和47年4月1日から平成20年6月までB社及び関連会社に継続して勤務しており、この間の家庭の経済状況に大きな変化はみられないほか、申立人は、申立期間当時は医院に勤務しながら国民年金保険料を納付したとしており、申立期間についても保険料を納付したとする主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和36年12月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年12月29日から37年1月11日まで
社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。昭和36年1月1日にA社D工場（以下「D工場」という。）で厚生年金保険の被保険者資格を取得した後、同年10月に同社E工場（以下「E工場」という。）へ異動し、以後継続して勤務しており、申立期間の厚生年金保険の加入記録が中断していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

C社が保管する人事記録及び当時の同僚の供述から、申立人は、昭和35年11月からD工場に勤務し、36年10月16日にE工場の副工場長として異動した後、申立期間において継続して同工場に勤務していたことが確認できる。

オンライン記録によれば、申立人は、昭和36年10月16日にE工場へ異動してから同年12月29日まで、異動前のD工場での厚生年金保険の被保険者記録が確認できるが、37年1月11日にE工場で被保険者資格を取得するまでの申立期間の被保険者記録は無い（E工場は昭和36年12月1日にA社B工場（以下「B工場」という。）として厚生年金保険の適用事業所となっている。）。

一方、C社が保管する人事記録等により、E工場がB工場として適用事

業所となった昭和 36 年 12 月 1 日より前から、E 工場に勤務していた社員として、申立人の他に、申立人と共に同年 10 月 16 日に D 工場から異動している同僚など 2 人の幹部社員が確認できる。

オンライン記録によれば、上記幹部社員 2 人はいずれも E 工場が適用事業所となった昭和 36 年 12 月 1 日に、B 工場で被保険者資格を取得しており、副工場長である申立人のみが同日に同資格を取得していないことは不自然である上、昭和 37 年 1 月に系列会社から B 工場に異動した給与担当者は「B 工場に在籍していた社員の昭和 37 年 1 月分以降の給与は、同工場から支給し、適用事業所となった 36 年 12 月分以降の厚生年金保険料は、同工場で支給する給与から控除したと記憶している。副工場長として在籍していた申立人の 36 年 12 月分の保険料も、B 工場から支給した 37 年 1 月分の給与から控除していたはずである。」と供述している。

以上のことから、E 工場では B 工場として厚生年金保険の適用事業所となった昭和 36 年 12 月 1 日に、その時点で在籍していた全社員を厚生年金保険に加入させるとともに、これら社員の厚生年金保険料は B 工場が支給する給与から控除していたと考えられ、同年 10 月 16 日に E 工場に異動し、同年 12 月 1 日時点で B 工場の副工場長として在籍していた申立人についても同様の取扱いが行われたと考えるのが自然である。

申立人については、昭和 36 年 10 月 16 日に E 工場に異動して以降、D 工場に勤務した事実がないにもかかわらず、何らかの理由により、D 工場での被保険者資格喪失日が同年 12 月 29 日と遅延したことから、B 工場での同資格取得手続も遅れ、同工場での資格取得日が 37 年 1 月 11 日となったと推認するのが相当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に B 工場に勤務し、厚生年金保険被保険者として事業主により給与から保険料が控除されていたものと認められる。

また、当該期間における標準報酬月額については、申立人の A 社 B 工場における昭和 37 年 1 月の社会保険事務所（当時）の記録から判断すると 3 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は不明としており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 46 年 1 月 4 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 1 月 31 日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。なお、昭和 46 年 1 月の標準報酬月額は 3 万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 10 月 7 日から 43 年 1 月 26 日まで
② 昭和 46 年 1 月

社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間①については、定時制高校に通いながら、昭和 42 年 10 月 7 日から A 社に勤務していたが、厚生年金保険の資格取得日が 43 年 1 月 26 日となっていることに納得できない。申立期間②については、B 社で勤務していたので、厚生年金保険の加入記録があるかどうか調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、オンライン記録を確認したところ、申立人と同姓同名で生年月日が同じ者に係る基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できたことから、申立人は昭和 46 年 1 月 4 日から同年 1 月 31 日までの期間において、B 社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、今回統合する申立人に係る厚生年金保険の記録から 3 万円とすることが妥当である。

申立期間①について、申立人は C 社を退職後、翌日には A 社（以下「本件事業所」という。）で勤務したと主張している。

しかし、本件事業所は既に適用事業所でなくなっており、当時の事業主とも連絡が取れないことから、申立期間当時の同僚に照会したところ、連

絡の取れた3人のうち2人は申立人が本件事業所で勤務していたことは記憶しているものの、勤務期間はいずれも不明としている。また、そのうち1人は「入社後7か月程度は厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」と供述している。

さらに、本件事業所の当時の事務担当者（事業主の実妹）にも照会したが、「入社と同時に厚生年金保険に加入させていたかどうかは覚えていない。」としている。

加えて、当時本件事業所が加入していたD厚生年金基金の申立人に係る記録もオンライン記録と一致している。

その上、申立期間①当時の本件事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、整理番号にも欠番は見当たらない。

なお、申立人は給与明細書等の関係資料を所持しておらず、ほかに申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情もみられない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年10月から4年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月から4年4月まで
国民年金保険料の納付については母が当時、全額納付していないと「もし障害者になった時に障害年金の給付を受けることができない。」ということを知人から聞き、私のことを気遣い約20万円を一括納付してくれた。申立期間の納付記録がないことに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間経過後の平成5年8月5日に払い出されていることが確認でき、申立人の母が申立人の加入手続を行ったとしている時期（申立人が21歳か22歳ごろである平成3年か4年ごろ）とは符合しない。

また、申立人に対し申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の母は平成2年10月から4年4月までの国民年金保険料を納付したとしているが、申立人に手帳記号番号が払い出された5年8月5日時点においては、申立期間のうち、申立人が学生であった2年10月から3年3月までの期間は任意加入となるため、この期間までさかのぼって被保険者資格を取得することはできず、この期間の国民年金保険料を納付することもできない。

加えて、申立人に手帳記号番号が払い出された平成5年8月5日時点においては、申立期間のうち、申立人が強制加入となった3年4月から同年6月までの期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付することはできない。

一方、申立人に手帳記号番号が払い出された平成5年8月5日時点において、申立人が納付することができた3年7月から5年8月までの国民年金保険料が、過年度保険料(3年7月から5年3月まで)の19万7,400円及び現年度保険料(5年4月から同年8月まで)の5万2,500円、合計24万9,900円となることから、母が納付したと主張する19万余の金額は、この過年度保険料19万7,400円とさほどの違いはない。

しかし、オンライン記録によれば、申立人が納付を開始したのは平成5年10月からであり、同年10月7日に、5年4月から同年8月までの現年度保険料5万2,500円を納付し、その後、5年9月から6年2月までの現年度保険料を5年11月から翌年4月にかけて納付し、6年6月30日には、4年5月から5年3月までの過年度保険料10万6,700円及び6年3月の過年度保険料1万500円、合計11万7,200円を納付していることが確認できる。また、オンライン記録によれば、6年6月9日に、この時点で時効期限が到来しておらず納付することができた4年5月から5年3月までの過年度保険料10万6,700円及びその時点で未納となっていた6年3月分の過年度保険料1万500円、合計11万7,200円の納付書が発行されていることが確認でき、申立人の母が、この納付書により、同年6月30日に国民年金保険料11万7,200円を納付したものと推認できる。

仮に、母が主張するように、平成5年8月ごろに、3年7月から5年3月までの国民年金保険料19万7,400円を納付したとすれば、社会保険事務所(当時)が、6年6月9日に4年5月から5年3月までの過年度保険料10万6,700円を納付するよう記載した納付書を発行するとは考え難い。

さらに、母が主張するように、平成5年8月ごろに、3年7月から5年3月までの国民年金保険料19万7,400円を納付したとすれば、母は、5年8月から6年6月までの11か月間に、5万円以上の国民年金保険料をまとめて納付した回数が3回(1回目は19万7,400円(5年8月ごろ納付)、2回目は5万2,500円(5年10月7日納付)、3回目は11万7,200円(6年6月30日納付))となり、この間に納付した国民年金保険料の総額は43万100円となるどころ、母は、納付した時期の記憶が無い上、19万余の金額をまとめて納付したことのほかは、納付状況に関する記憶が定かでない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人の国民年金保険料を納付したとする母が19万余の額の国民年金保険料を納付したと主張する以外に申立人の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、母は最寄りのA銀行B支店で父の口座から 19 万余の額の国民年金保険料を振り込んだと主張しているところ、同銀行では、当時の入出金記録が保存されているが、父の口座から、平成5年8月から同年10月までの間、19 万余の金額が出金された記録は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鳥取国民年金 事案 226 (事案 139 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から46年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年3月から46年11月まで
社会保険事務所(当時)で年金加入記録を確認したところ、申立期間が未加入との回答を得た。昭和45年3月に勤務先を退職した後、すぐに国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したはずなのに未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、納付組織で国民年金保険料を納付していたとしているが、集金人も既に死亡しており、申立期間について保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料、周辺事情が無いことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年3月18日付で総務大臣の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、社会保険事務所で年金手帳を統合した際に、古い黄土色の国民年金手帳は社会保険事務所が回収したまま返してもらっていないとしており、黄土色の国民年金手帳には、申立期間当時の記録があったとして再申立てを行ったものである。

しかし、管轄社会保険事務所に確認したところ、国民年金手帳を回収した事実は確認できず、申立期間の納付をうかがわせる関連資料も無い。

このほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月から 54 年 1 月 16 日まで

社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間については、A事業所（現在は、Bセンター。以下「Bセンター」という。）で日々雇用職員の保育士として勤務しており、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

Bセンターが保管する人事記録により、申立人は昭和 51 年 10 月 4 日から 54 年 1 月 15 日まで日々雇用職員として同センターで勤務した後、正職員として勤務していることが確認できる。

しかし、Bセンターでは、「賃金職員に関する手引き」（昭和 50 年 4 月、C省D局（当時）作成）に基づき、日々雇用職員等の賃金職員の厚生年金保険の加入手続については、採用等の際本人の意思を確かめて実施していたとしている。

事実、申立期間前後に、Bセンターにおいて賃金職員としての勤務期間を経て正職員となっている 8 人（申立人を含む。）について、賃金職員期間の年金加入状況をオンライン記録で確認したところ、同センターで厚生年金保険に加入している者が 1 人（ただし、一部期間は未加入）、国民年金に加入し保険料を納付している者が 2 人、年金に加入していない者が 5 人となっており、加入状況は区々となっていることから、同センターにおいては、厚生省から示された手引きに基づき、本人の意思を確かめた上で加入手続を行っており、賃金職員を必ずしも厚生年金保険

に加入させていなかったものと考えられる。

また、Bセンターに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番が見当たらない上、同センターが保管する昭和52年及び53年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届においても申立人の氏名は無く、申立人が被保険者であったことが確認できない。

これらのことから、Bセンターは、採用の際に申立人の意思を確かめた上で、厚生年金保険の加入手続を行わなかったものと推認され、このため、給与から保険料を控除していなかったものとするのが自然である。

なお、申立人は、給与明細書等の関係資料を所持しておらず、ほかに申立期間において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年5月から20年3月まで

社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間については、国民学校高等部の同級生とA社で魚雷運搬船を建造する業務に従事しており、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び同時期にA社に勤務していた国民学校高等部の同級生2人の供述から、申立人は、同校在学中の昭和19年5月から20年3月まで、同社に勤労働員学徒として勤務していたことが認められる。

しかし、学徒の勤労働員が通年化された昭和19年5月に、労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3号及び厚生省告示第50号（昭和19年5月29日）により勤労働員学徒は労働者年金保険（現在は厚生年金保険）の被保険者としなないものと規定されている。

また、A社は、勤労働員学徒を厚生年金保険の被保険者としていたかどうかについては不明としており、申立期間に保険料が控除されていた事実を確認することができない。

さらに、申立人が、共にA社で勤務していたとして氏名を挙げた4人の同級生にも、同社での厚生年金保険の加入記録は無く、連絡が取れた2人に照会したところ、「国民学校から動員されて勤務していたことから、正社員とは異なり、厚生年金保険に加入しておらず、給与から保険料を控除されていなかった。」と供述していることから、同社では、勤労働

員学徒については、厚生年金保険に加入させていなかったものと推認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年5月から27年4月24日まで

社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間については、Aシャッター工業又はAサッシ工業、若しくはAプレス工業でサッシ枠及びシャッターの製作等に従事していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和25年5月から27年4月まで、B区C町に所在するAシャッター工業又はAサッシ工業、若しくはAプレス工業に勤務していたと主張しているが、オンライン記録では、これら事業所の他、B区に所在し、「A」を冠した事業所名は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、申立人が記憶しているAシャッター工業の当時の事業主の氏名、所在地から、商業登記簿及びオンライン記録を確認したところ、同事業所の事業主は、昭和26年7月21日にD社を設立していることが確認できるが、同社が適用事業所となったのは、申立期間経過後の30年1月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。

さらに、申立人が氏名を挙げたAシャッター工業の当時の事業主は既に死亡しているが、オンライン記録を確認したところ、この事業主が初めて厚生年金保険被保険者資格を取得したのは、D社が適用事業所となった昭和30年1月1日であり、それ以前に厚生年金保険の加入記録は無い。

加えて、D社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和30年1月1日に被保険者資格を取得している従業員に照会したが、当該従業員は、D社が適用事業所となった30年1月1日以前から勤務していたものの、当時の厚生年金保険料の控除に関する具体的な供述は得られなかった。

なお、申立人は、給与明細書等の関係資料を所持しておらず、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情もみられない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。